

令和２年度 第１回豊川市都市計画審議会議事録

１ 日時

令和２年７月２日（木） 午前１０時００分～午前１１時００分

２ 会場

豊川市勤労福祉会館 １階 視聴覚室

３ 議案

【諮問議案】

第１号議案 東三河都市計画道路（３・４・１５号亀穴線）の変更について（愛知県決定）

第２号議案 東三河都市計画道路（３・４・２４号中通線）の変更について（愛知県決定）

第３号議案 東三河都市計画道路（３・５・５５号柑子三上線）の変更について（愛知県決定）

第４号議案 東三河都市計画道路（３・５・７０号平尾線）の変更について（愛知県決定）

第５号議案 東三河都市計画道路（３・４・７５号前芝国府線）の変更について（愛知県決定）

第６号議案 東三河都市計画道路（１・４・１号名豊道路ほか６路線）の変更について【愛知県決定】

【付議議案】

第７号議案 東三河都市計画道路（３・４・４０８号御馬上佐脇線）の変更について（豊川市決定）

第８号議案 東三河都市計画道路（３・４・４２０号古宿樽井線）の変更について（豊川市決定）

第９号議案 東三河都市計画道路（３・５・４０４号前芝西小坂井線）の変更について（豊川市決定）

第１０号議案 東三河都市計画道路（３・４・４１０号国府御津線）の変更について（豊川市決定）

【報告案件】

豊川市都市計画マスタープランの策定について

４ 出席委員【１５名】

(１) 市都市計画審議会条例第３条第２項第１号委員

大貝彰 浅野純一郎 駒木伸比古 生田京子 長谷川完一郎
岡田敏昭 田中みや子 林昌宏 小原博之 篠崎邦江 大桑兌行
各委員

(2) 市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員
神谷謙太郎 星川博文 各委員

(3) 市都市計画審議会条例第3条第3項委員
齊木敏博 渡會竜二 各委員

5 傍聴者数
0名（非公開のため）

6 付議依頼者
豊川市長 竹本幸夫

7 事務局及び議案説明者
市 長 竹本幸夫
都市整備部部長 岩村彰久
都 市 計 画 課 神谷課長、田上主幹、築瀬課長補佐
宮本計画係長、橋本市街地整備係長
山本技師、山口主事、下平技師

午前10時00分 開会

1 開会

（事務局：課長補佐）

定刻となりましたのでただ今より、「令和2年度第1回豊川市都市計画審議会」を開会させていただきます。私は事務局の都市計画課築瀬でございます。よろしくお願いいたします。

会に先立ちまして、事務局より連絡事項がございます。

（事務局：都市計画課長）

都市計画課長の神谷です。当初5月26日に予定しておりました本審議会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、全国に緊急事態宣言が出される状況もあり延期をさせていただきました。

5月14日には国の緊急事態宣言は解除されましたが引き続き感染防止対策

を講じていく必要があります。

本日の審議会におきましても一定の距離をとること、マスクを着用すること、換気をすること、できる限り時間を短縮することなどの対策を講じて参りたいと思いますので、委員の皆様にもご理解、ご協力をお願いいたします。

(事務局：課長補佐)

それでは会議を進行させていただきます。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数15名のうち一名少し遅れておりますが、出席者は15名の予定でございます。豊川市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席となりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、次第を1枚おめくりいただき、委員名簿をご覧ください。本日の審議会は本年度初めての開催となり、新たに委員にご就任いただいた方がお見えですので、事務局から紹介させていただきます。

なお、委員の皆様の役職については、委員名簿にてご確認をいただくことで省略させていただきます、お名前のみをお呼びいたしますので、ご起立いただき、一言ご挨拶をお願いいたします。

第3条第2項第1号委員として「生田 京子様」。

(生田委員)

名城大学の生田です。よろしくお願いします。建築計画を専門としております。豊川市には委員会でこれまでご縁がありました。この審議会は内容が難しい会だと思いますが、よろしくお願いします。

(事務局：課長補佐)

第3条第2項第2号委員として「神谷 謙太郎様」、ですが、10分程遅れてまいりますので後ほどご挨拶いただこうと思います。

「星川 博文様」。

(星川委員)

星川博文です。市議会委員です。今年度産業建設委員長を務めさせていただいております。よろしくお願いします。

(事務局：課長補佐)

第3条第3項委員として「渡會 竜二様」。

(渡會委員)

愛知県の東三河建設事務所の渡會と申します。4月から人事異動で参りました。よろしくお願いいたします。

(事務局：課長補佐)

ありがとうございます。以上の4名の方が、今年度新たに委員にご就任いただいております。よろしくお願いいたします。

本日の傍聴につきましては、本来、本審議会は公開会議ではありますが、豊川市都市計画審議会運営細則第6条第1項ただし書きに会長が非公開とすることが適当と判断した場合は非公開とすることができると規定されております。本日は新型コロナウイルス感染拡大防止措置として本規定を適用し、非公開としております。

また、本日の会議中におきましては会議室の換気やマスクの着用をさせていただきますのでご了承ください。

それでは次第の2に移りまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

2 市長あいさつ

(市長)

改めまして皆さん、おはようございます。豊川市長の竹本です。実は、私自身もこのような一般の委員さんの審議会に出るのは、4月以降2回目でございます。2週間ほど前地域公共交通会議、これは主にコミュニティバスの運行経路や運行時間など様々な対策、乗車率向上といったことを検討する会議でございます。それに続く2回目の出席になりますが、行政のこのような行事がストップしているという状況でございます。昨日の東京は、コロナウィルスによる新規感染者が67名ということで、緊急事態宣言解除後最大の人数ということで少し心配しております。ただ、東海三県は落ち着いておりまして、トヨタは7月に本来の稼働率の90%まで回復させるとのことです。昨日地元の東海理化さんは、コロナウィルス対策の応援宣言企業として、新たに保育園等にフェイスシールド等を寄付していただきました。東海理化さんの方も徐々にではありますが生産ラインが元の状況に戻りつつあるという状況でございます。経済活動をしっかりと立て直していきたいと、行政でどういった分野が担当できるのか等を考えているところでございます。豊川市も、コロナウィルス対策としましては、6月議会で例えば都市計画税、もともとこれは制限税率と言いまして0.3%を上限に市町村が定めることができるのですが、今年度に限り4月にさかのぼり0.2%、これで約7億5千万円を6万人の納税者の方にある程度還元していくと

いう考えであります。あと、保育園や幼稚園の登園自粛によってお母さま方に非常に負担をかけたものですから、8月から3月までの給食費を無償化という施策も打ち出しました。公立保育園ですと歳入の減になり、幼稚園等には補助を出すものとなりますが、これが約1億8千万円になります。あとの付近は、今は何とかコロナウィルスが落ち着いていますので、今後経済対策をとという形で、今日商工会の会長さん方もお見えになっておりますが、7月に臨時市議会を招集しまして、今日お見えの議員さん方も方のご協力いただきましたら、仮称ではございますが、豊川元気応援券、いわゆる商品券を、一人3千円ずつ配りたいと思っております。一人3千円ですので大体5億5千万円ほどになります。商品券を配る場合に、ある程度工夫をしてやはり少しでも小型店にも利用してもらえようようにと考えて、大型スーパーで使える券と、小型店でも使える券、それから小型店しか使えない券といった工夫をしてみたいと考えております。会議所の協力も得なければなりません。飲食店も特に影響大きいものですから、そういったところへてこ入れをしていきたいと考えております。コロナウィルスの話になりましたが、本日の議案でございます。主に都市計画道路の見直しの関係でございます。都市計画道路というのは、日本の高度成長期に位置付けられたものが多いわけですが、社会情勢もかなり変革してきております。人口減少社会になっておりまして、そういったものの廃止等の今日ご議論いただくわけですが、これにつきましては、平成26年から検討を踏まえております。昨年の1月には、都市計画道路の見直し指針を公表させていただいております。本日審議会に付議、諮問させていただきますので、何卒慎重審議よろしくお願いしたいと思います。なお、私この後他の公務でございますので、これでご無礼致しますが、豊川市のこの都市計画審議会は重要な会議でございますので、皆様方には豊川市の発展のために慎重なご議論いただきますようお願い申し上げます。本日は誠に出席ありがとうございます。

(事務局：課長補佐)

市長は、この後、他の公務がありますので、これで退席させていただきます。

～市長退席～

3 会長選出

(事務局：課長補佐)

それでは、ここでお手元の配布資料について確認させていただきます。

本日の次第がA4版の両面、それから委員名簿、配席表、ホッチキス左止めの

審議会資料の冊子と、右肩に別添資料と記載してあります資料がN o 1～4までの4種類と、最後にA 4冊子の都市計画審議会関係法令となります。過不足等はありませんでしょうか。

次に、本日の事務局出席者を申し上げます。都市整備部長。

(事務局：都市整備部長)

今年度から都市整備部長になりました、岩村といいます。よろしくお願いします。

(事務局：課長補佐)

続きまして、都市計画課長。

(事務局：都市計画課長)

改めて、神谷でございます。よろしくお願いします。

(事務局：課長補佐)

都市計画課主幹。

(事務局：都市計画課主幹)

田上と申します。よろしくお願いします。

(事務局：課長補佐)

都市計画課職員。

(事務局：課員)

よろしくお願いします。

(事務局：課長補佐)

以上が出席しております。

それでは、次第3「会長選出」にうつります。本日は、本年度第1回目の審議会でございますので、運営細則第3条第1項の規定に基づき、新しい会長が決まるまでの間、前年度会長の大貝委員に仮の議長をお願いいたします。

(仮議長)

大貝でございます。それでは、議長が決まるまでの間、仮の議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いします。

それでは、次第3「会長選出」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：課長補佐)

それでは会長選出の方法について、ご説明いたします。会長職は本審議会条例第6条第1項の規定により、学識経験委員の11名の皆様から選出していただくことになります。選出の方法としましては、選挙によるものと規定されておりますが、運営細則第2条第4項において、「常任委員に異議がないときは、指名推薦を選挙とみなす方法」も規定されていることを付け加えさせていただきます。説明は以上でございます。

(仮議長)

ありがとうございました。それでは、会長選出の方法について決めたいと思います。ご意見がなければ、運営細則第2条第4項の規定により、指名推薦の方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(仮議長)

ありがとうございます。「異議なし」との声がありましたので、指名推薦の方法により会長を決めたいと思います。ご推薦をお願いいたします。

(A委員)

はい、議長。

(仮議長)

はい、A委員どうぞ。

(A委員)

本年度も、前年度会長である大貝委員を推薦したいと思います。よろしく願います。

(仮議長)

ただいまA委員より、「会長に私を」との発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。

【異議なし】

(仮議長)

「異議なし」の声をいただきましたので、前年度に引き続き、私が会長を務めさせていただきます。

～神谷委員着席～

4 会長あいさつ

(会長)

改めまして、今年度の本審議会が円滑に運営されますよう務めてまいりますので、皆様方のご協力を賜りますようお願いいたします。

5 会長職務代理者の指名

(会長)

それではお手元の次第に従いまして、次第4「会長職務代理者の指名」を行います。条例第6条第3項の規定によりますと、「職務代理者は学識経験委員のうちから会長が指名する」となっておりますので、浅野委員を指名させていただきます。

6 議事録署名人の指名

(会長)

続きまして、議事録署名人の指名を行います。運営細則第9条第2項の規定では、「議長が出席した常任委員のうちから2人を指名する」こととなっております。そこで、議事録署名人には、神谷委員と星川委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

7 議事

第1号議案 東三河都市計画道路 3・4・15号亀穴線の変更について（諮問）

【愛知県決定】

第2号議案 東三河都市計画道路 3・4・24号中通線の変更について（諮問）

【愛知県決定】

第3号議案 東三河都市計画道路 3・5・55号柑子三上線変更について（諮問）

【愛知県決定】

第4号議案 東三河都市計画道路 3・5・70号平尾線の変更について（諮問）

【愛知県決定】

第5号議案 東三河都市計画道路 3・5・7 5号前芝国府線の変更について（諮問）【愛知県決定】

第6号議案 東三河都市計画道路 1・4・1号名豊道路ほか6路線の変更について（諮問）【愛知県決定】

第7号議案 東三河都市計画道路 3・4・4 08号御馬上佐脇線の変更について（付議）【豊川市決定】

第8号議案 東三河都市計画道路 3・4・4 20号古宿樽井線の変更について（付議）【豊川市決定】

第9号議案 東三河都市計画道路 3・5・4 04号前芝西小坂井線の変更について（付議）【豊川市決定】

第10号議案 東三河都市計画道路 3・4・4 10号国府御津線の変更について（付議）【豊川市決定】

報告事項 豊川市都市計画マスタープランの策定について

（会長）

それでは、次第の6、議事に入ります。

まず、第1号議案から第10号議案の審議に入ります。

第1号議案から第10号議案は、都市計画道路の変更についての議案で関連する案件となっているため、審議を一括して行いたい旨、事務局より申し出を受けております。議事を円滑に進めるため、そのような進め方いたします。

第1号議案から第6号議案は、愛知県が決定する都市計画となります。愛知県から今回の変更案に係る豊川市への意見照会を受け、事前に市長から本審議会に「諮問」されています。また、第7号議案から第10号議案は、豊川市が決定する都市計画であるため、市長から本審議会に「付議」されているものです。

なお、説明及び質疑応答は一括して進行しますが、県案件の第1号議案から第6号議案の異議の確認と、市決定案件の第7号議案から第10号議案までの採決は分けて行います。

それでは事務局から議案の説明をお願いします。

第1号～10号議案説明

（事務局：都市計画課主幹）

都市計画課主幹の田上でございます。よろしくお願いいたします。

お手元「審議会資料」の表紙をおめくりいただいて、1ページをご覧ください。第1号議案から6号議案の変更する都市計画の概要についてご説明いたします。

（1）都市計画の種類は、東三河都市計画道路で、対象路線の名称は、亀穴線、

中通線、柑子三上線、平尾線、前芝国府線で、関連して変更する路線の名称は、名豊道路、東三河環状線、石巻赤根線、桜町千両線、姫街道線、前田豊川線、名豊線の7路線となります。

2ページをご覧ください。(2) 決定権者は、愛知県となります。

(3) 変更内容の概略ですが、計画決定時からの社会情勢の変化等に伴い、柑子三上線、前芝国府線を全線廃止及び亀穴線ほか2路線の一部区間を廃止します。また、ご説明した5路線の廃止及び豊川市決定の御馬上佐脇線ほか3路線の変更に伴い、名豊道路ほか6路線の区域、及び構造を変更するものです。

(4) 変更理由の詳細は4～10ページの理由書のとおりですが、共通した理由といたしまして、都市計画道路の必要性などの検証を行った結果、社会情勢等の変化が生じ、将来自動車交通の増大が見込まれない状況となったこと、また、今後においても当該区間への市街地拡大が見込まれない状況となったため変更を行います。

3ページをご覧ください。

位置図になります。廃止路線を赤線で、関連して変更となる交差点などを青線で示しております。

計画図についてご説明いたしますので、別添資料1をご覧ください。

1ページ目は対象となる県決定・市決定の路線をすべて記載したものととなります。

2ページ目以降が計画図となりまして、2ページは対象路線の図郭番号を示しております。

3ページをご覧ください。

図面表記の共通した見方について簡単にご説明します。

図面左上に変更となる路線名をお示ししておりまして、この図面は中通線の変更を表すものとなります。

計画図には、路線の名称、幅員、起終点、構造形式等を示しています。変更前の道路区域、名称、起終点などについては黄色で表示し、変更後については、愛知県決定を赤色で、豊川市決定を緑色で表示しています。

青丸は路線廃止に伴い、鉄道や他の都市計画道路などと交差する変更箇所を示しております。計画図での各路線の詳しい説明は省略させていただきますので、適宜ご参照ください。

審議会資料にお戻りいただき、15ページをご覧ください。

第7号議案から10号議案の豊川市決定案件の変更する都市計画の概要についてご説明いたします。

(1) 都市計画の種類は東三河都市計画道路です。路線の名称は、御馬上佐脇線、古宿樽井線、前芝西小坂井線、関連して変更する路線として、国府御津線と

なります。

(2) 決定権者は豊川市となります。

(3) 変更内容の概略ですが、計画決定時からの社会情勢の変化等に伴い、御馬上佐脇線ほか2路線の一部区間を廃止します。これに伴い、前芝西小坂井線を西小坂井前山線に、御馬上佐脇線を向道下佐脇線に名称を改めます。また前芝国府線の廃止（愛知県決定）に伴い、国府御津線の構造を変更するものです。

16ページをご覧ください。

(4) 変更理由の詳細は17～19ページの理由書のとおりですが、共通した理由としましては、県決定と同様となります。

位置図に廃止路線を赤線で示しております。また変更に伴う構造の変更箇所などを青線で示しております。

計画図については、先ほどの県決定路線と同様に別添資料1のとおりとなりますので、適宜ご参照ください

それでは、愛知県決定、豊川市決定のそれぞれの路線の変更内容についてご説明いたしますので、別添資料2をご覧ください。

1ページ目は廃止する路線・区間のすべてを赤色で示した図となります。ピンク色に塗られている個所が市街化区域となり、それ以外の白い部分は市街化調整区域となります。ご覧いただき、お分かりになれる通り、廃止する路線はおおむね市街化調整区域を通る路線となります。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。

各路線の詳細についてご説明いたします。始めに共通した図面の見方について簡単にご説明いたします。青枠の中に路線の基本情報、都市計画決定の経緯、整備状況、変更内容、変更理由、変更する区間の現道の有無についてまとめております。

また、路線の一部廃止の場合は新旧の比較表を図面右下部にお示ししております。表をご覧いただきますと都市計画決定の内容として、変更となる、位置、区域、構造などについて記載しております。

変更対象路線全体が着色してありまして、未整備区間を緑色、整備済み区間を青色、交差箇所の変更などを赤丸で、廃止対象となる区間を赤色引き出し線でお示ししています。

それではまず、亀穴線についてご説明いたします。

この路線は、昭和15年5月9日に当初の都市計画決定をしており、千両小学校付近を起点とし、桜ヶ丘ミュージアムを経由し、豊川稲荷付近へ至る、総延長4,240mの路線です。

主な決定経緯は将来の都市交通の要求に応じるために決定し、昭和40年以降には東名高速道路豊川ICの建設決定や新しい工場地帯の開発を踏まえ車線数

の変更等を行っております。

現在の整備状況については、市街化区域内の一部区間については整備済みですが、その他の約2,640mについては未着手となっております。

変更内容については、未着手の起点である千両小学校付近から東三河環状線までの区間の約1,530mを廃止します。また、廃止に伴い、桜町千両線との平面交差個所の1箇所を削除、東名高速道路との立体交差個所の1箇所が削除となります。

廃止理由は、今後において市街化されず、将来自動車交通の増大が見込まれないためです。

次に、廃止する区間の現道としましては県道千万町豊川線がございます。

続きまして、3ページをご覧ください。中通線について説明いたします。中通線は、昭和15年5月9日に当初の都市計画決定をしており、国道23号線（名豊線）、御津町下佐脇仲荒付近を起点とし、小坂井地域を經由し、南大通と交差したのち、豊川高等学校付近など豊川市の中央部を横断し、大木町に至る、総延長10,490mの路線です。

主な決定経緯は、先ほどの亀穴線と同様となります。現在の整備状況については、国道1号線付近から終点までの一部交差点を除き整備済みですが、その他の約3,670mについては未着手となっています。

変更内容については、未着手である御津町下佐脇の起点から名豊道路との交差付近である、下佐脇豊沢線との交差個所までの区間の約1,900mを廃止します。廃止に伴い、名豊線及び石巻赤根線との平面交差個所2箇所が削除となり、J R 東海道新幹線及びJ R 東海道本線との立体交差箇所2箇所が削除となります。

変更理由は先ほどの亀穴線と同様となります。

廃止する区間の現道としましては県道金野豊川線がございます。

続きまして、4ページをご覧ください。柑子三上線について説明します。柑子三上線は、昭和40年1月27日に当初の都市計画決定をしており、豊川と豊川放水路の分岐点付近を起点として、当古橋北側を通過し、三上町付近で東三河環状線と交差する路線です。路線総延長は約2,770mとなります。主な決定経緯は、昭和40年以降には豊川ICの建設決定や新しい工場地帯の開発を踏まえ決定されました。その後ルートや車線数の変更等を行っております。

現在の整備状況は、全線未着手となっております。

変更内容については、全線廃止となります。廃止に伴い、東三河環状線、姫街道線、前田豊川線との平面交差個所3箇所が削除となります。

変更理由は、先ほどの路線と同様になります。

廃止する区間の現道としましては、県道豊橋一宮線がございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。平尾線について説明いたします。平尾線は、昭和40年1月27日に当初の都市計画決定をしており、駒場調整池付近を起点として、東名高速道路の下を通り、姫街道に至る、総延長2,830mの路線です。

主な決定経緯は亀穴線と同様で、車線数の変更等を行っております。現在の整備状況については、市街化区域内を含み概ね整備済みですが、約570mの区間は未着手となっております。

変更内容については、起点から大池線との交差点までの未着手区間を含む約1,410mを廃止します。廃止に伴い、東名高速道路との立体交差箇所1箇所が削除となります。

変更理由は、先ほどの路線同様に、今後において市街化されず、将来自動車交通の増大が見込まれないこと及び、都市計画道路のネットワークを考慮したためです。

廃止する区間の現道としましては、県道豊川片寄線がございます。

続きまして、6 ページをご覧ください。

前芝国府線について説明します。前芝国府線は、昭和36年9月25日に当初の都市計画決定をしており、国府高等学校付近を起点として南下し、途中佐奈川の左岸を併進し、豊橋市の前芝方面に至る、総延長 約5,160mの路線です。

主な決定経緯ですが、旧豊川都市計画区域の区間は、東三河工業整備特別地域の中核として著しい発展が予想される中で土地利用の観点から街路の再検討を行った結果を基に昭和36年に都市計画決定されました。昭和40年には、豊川ICの建設決定や新しい工場地帯の開発を踏まえ、増大する自動車交通に備えるとして路線を追加しています。また、旧御津都市計画区域の区間は三河湾が重要港湾に指定されたことに伴い、交通量の激増に対処するため昭和42年に決定されました。また、平成3年には、名豊道路周辺の地域活性化を図るとして路線が追加されています。その後、車線数の決定、路線の統合等の変更を経たのち、現在に至っています。

現在の整備状況については、起点である国府高校付近から東三河環状線との交差箇所付近までは整備済みですが、その他の約4,730mは未着手となっております。

変更内容については、全線廃止となります。廃止に伴い、東三河環状線、石巻赤根線、国府御津線との平面交差箇所3箇所が削除となります。また、中通線の道路区域が変更となり、図面の中央下段に示しておりますが、廃止により交差点部の右折帯が不要になることから道路幅員を19メートルから16メートルに変更します。

変更理由としましては、今後において市街化されず、将来自動車交通の増大が

見込まれないためです。

廃止する区間の現道としましては、県道前芝国府停車場線がございます。

続きまして、7ページをご覧ください。御馬上佐脇線について説明いたします。

御馬上佐脇線は、昭和36年2月8日に当初の都市計画決定をしており、国道23号の御津町御馬東付近を起点とし、御津町上佐脇東区に至る、総延長約2,760mの路線です。

主な決定経緯は、無統制な市街地や工場の拡大による社会的諸問題を未然に防ぎ、今後の都市発達に合わせて、文化的、商業的に完備した都市環境を目指すものとして決定されました。その後、車線数の変更を経たのち、現在に至っています。

現在の整備状況については、全線未着手となっています。

変更内容については、石巻赤根線との交差部から下佐脇豊沢線との交差部に至る区間以外の約1,960mを廃止します。

廃止に伴い、路線名を向道下佐脇線に変更します。また、国道23号、名豊道路との平面交差箇所を2箇所削除し、JR東海道新幹線との立体交差箇所1箇所が削除となります。

変更理由は、先ほどの路線と同様になります。

廃止する区間の現道は市道御馬上佐脇線がございます。

続きまして、8ページをご覧ください。古宿樽井線について説明いたします。

古宿樽井線は、昭和15年5月9日に当初の都市計画決定をしており、東名高速道路北側の樽井町宮後付近を起点に中通線との交差部を終点とする総延長約1,660mの路線です。

主な決定経緯は、人口の増加に伴う都市の拡大に備え、発生する将来の交通及び内部発生交通を処理する目的として決定されました。昭和40年には、豊川ICの建設や新しい工場地帯の開発を踏まえ車線数の変更を経て、現在に至っています。

現在の整備状況については、東名高速道路付近から終点である中通線との交差箇所までは整備済みですが、起点側約500mが未着手となっています。

変更内容については、未着手区間を含む起点から東三河環状線との交差部までの区間約830mを廃止します。廃止に伴い、東名高速道路との立体交差箇所が1箇所削除となります。

変更理由は、今後において沿線への市街地の拡大が見込まれないためです。

廃止する区間の現道としましては、市道古宿樽井線がございます。

最後に、前芝西小坂井線について説明いたします。9ページをご覧ください。

前芝西小坂井線は、昭和36年9月25日に当初の都市計画決定をしており、伊奈町鶴田付近を起点とし、JR西小坂井駅に至る、総延長約1,840mの路線

です。

主な決定経緯は、無統制な市街地や工場の拡大による社会的諸問題を未然に防ぎ、今後の都市発達に合わせ、文化的、商業的に完備した都市環境を目指す目的で決定しました。その後、車線数の変更を経て、現在に至っています。

現在の整備状況については、全線未着手となっています。

変更内容については、起点から石巻赤根線との交差点までの未着手である約1,380mを廃止します。この廃止に伴い、路線名を西小坂井前山線に変更します。また、石巻赤根線との平面交差箇所が1箇所削除となります。

変更理由は、先ほどの古宿樽井線と同様になります。

廃止する区間の現道としましては市道前芝西小坂井線がございます。

続きまして、今回の変更に至りました、経緯についてご説明いたしますので、別添資料3の「東三河都市計画道路見直しに関するこれまでの経緯等について」をご覧ください。

資料には都市計画変更に至るまでの見直しの必要性や経緯などについてまとめてあります。

本市では、長期未着手の路線が多いことや、決定された当初から現在にかけて、道路に期待される役割や豊川市の将来像、道路をとりまく社会情勢等が変化していることなどから、都市計画道路の役割や必要性を再検討し、見直しをすることといたしました。

そのため、資料の右側上段の4. 策定の経緯にございますように、学識経験者からなる検討委員会を組織して、平成26年度から2年間にわたる検討を行い、愛知県による見直しとも整合を図ったうえで、パブリックコメントを実施し、本審議会でご審議いただいた上で、平成31年1月23日に「豊川市都市計画道路網見直し指針」として、その結果を公表いたしました。

資料の2ページと3ページ目に見直しの結果をお示ししていきまして、2ページが、都市計画道路としての役割を機能分類した「将来都市計画道路網基本構想図」となります。3ページが見直し検討候補区間を示した図で、こちらで挙げられた赤線「廃止検討候補」と黄色線「廃止候補」のうち関係機関との協議が整いました路線について今回の都市計画廃止手続きを行ってまいります。

資料の1ページにお戻りください。

5. 都市計画道路が廃止された場合についてご説明します。

都市計画の廃止により、都市計画道路としての整備はなされないこととなります。また、これまであった建築制限もなくなります。ただし、現在ある道路が無くなってしまう訳ではありませんので、現在の道路機能については、引き続き維持・向上を図る必要があります。従って、都市計画の廃止を行った場合の路線・区間についても、道路の状況や地域の要望、事故の発生状況等により、必要に応

じ、道路改良、交通安全対策等を検討するものとなります。なお、現道が県道である場合は、愛知県へ要望を行ってまいります。

続きまして、審議会資料の21ページをご覧ください。

最後に、都市計画決定の手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。

まず、令和元年11月に都市計画説明会を3回実施しております。説明会では都市計画道路の整備状況や、廃止理由についてご質問をいただいておりますが、改めて内容を説明することでご理解をいただいております。計32名の参加をいただきましたが、反対のご意見はありませんでした。

その後、案の縦覧を実施し、2名の縦覧がありましたが、意見書の提出はございませんでした。

今後は、本日の審議会結果を踏まえ、市決定路線については知事との協議を行います。また、県決定路線については愛知県からの意見照会に対する回答を行い、今月予定されております愛知県都市計画審議会において、県決定路線の変更について付議され、国との協議、同意を得たのち市決定路線、県決定路線ともに、令和2年9月下旬の告示を予定しております。

長くなりましたが、以上で第1号議案から第10号議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

第1号議案から第10号議案 質疑・採決

(会長)

ありがとうございました。

一つつつ丁寧にご説明していただきましたので、少しお時間かかりましたけども、ここから第1号議案から第10号議案の東三河都市計画道路の変更について、ご意見、ご質問を受けたいと思いますがいかがでしょうか。

【質疑応答】

(B委員)

先ほどの手続きの案の縦覧のところで、愛知県の都市計画課と豊川市の都市計画課が縦覧場所だということだったのですが、今回のように県決定の諮問と市決定の付議の双方について、どちらの会場でも見られるようになっていて、意見が提出できるようになっていたのかということが一つ。もう一つは、この時期はまだ国からの本格的な自粛要請があった前か、一部かかっている時期で、その要請が出る前だとしてもかなり緊急を要していた段階で、通常どおりのこの2週間という縦覧期間は法律で決まっているから期間切るのはいいが、これをそ

のままやるのが果たしてやり方としてよかったのかということ、どう受け止めたらいいのかお尋ねしたい。

(都市計画課主幹)

まず、最初のご質問でございますが、豊川市、愛知県のどちらにお越しいただいても可能ですし、ホームページ等でもご覧いただける状況でした。二つ目のご質問でございますが、コロナウィルス対策としてご指摘にあったような状況にあったとは思いますが、今申しましたとおり、お越しいただいてもいいのですが、ホームページ等でもご覧いただけるということもございます。それと、中でもご説明いたしましたとおり、廃止に至るまでには様々な委員会等も含めまして事前に周知し、市民の皆様にも周知しているということと、パブリックコメント等を行っているということで、問題ないと判断しております。

(会長)

その他何かご質問等ありますか。

特にないようであれば、採決に移りたいと思いますが、これは、本審議会でもお諮りし、平成31年1月に決定した都市計画道路見直し方針に従って実際に地元との協議を通して今回具体的に廃止の案が出てきたので、基本的に地元の方も反対はないと理解しております。ということで、特にご意見ないようであれば、採決に移りたいと思います。

冒頭でご説明したとおり、県決定の案件が第1号議案から第6号議案です。これについては、異議の確認を行い、市決定案件の第7号から第10号までの採決ということで分けて行います。

それでは、県決定案件の第1号議案から第6号議案までの、東三河都市計画道路の変更について、「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なし】

(会長)

ありがとうございます。異議なしの声がありました。それでは、第1号議案から第6号議案については「異議なし」とします。続きまして、市決定案件の第7号議案から第10号議案までの、東三河都市計画道路の変更について、「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なし】

(会長)

ありがとうございます。それでは、第7号議案から第10号議案については「異議なし」とします。審議案件としては以上となります。

8 報告事項 豊川市都市計画マスタープランの策定について

(会長)

それでは、次の議題にうつります。

報告事項「豊川市都市計画マスタープランの策定について」、事務局から内容について説明をお願いします。

(事務局：都市計画課長)

それでは、報告事項「豊川市都市計画マスタープランの策定について」、ご説明させていただきます。

「審議会資料」の22ページをご覧ください。

豊川市都市計画マスタープランの策定にあたりましては、昨年度から学識経験者、市民公募委員等で構成される豊川市都市計画マスタープラン策定委員会で検討審議いただいているところでございますが、その進捗状況につきましてご報告させていただきます。

まず、1の策定の必要性ですが、都市計画マスタープランは、都市計画の総合的な指針となります。本市の現行の都市計画マスタープランは平成22年度に策定し、その後、中間年次であります平成28年度に改定しておりますが、目標年次は改定前の計画で定めた目標年次を踏襲し、今年度の令和2年度としています。

現行の都市計画マスタープランを策定後、計画期間の間に、市では「豊川市人口ビジョン」「豊川市まち・ひと・しごと創成総合戦略」を改訂し、愛知県では東三河都市計画区域マスタープランの改訂が行われております。

こうした上位計画等の改訂や社会情勢等の変化を踏まえつつ、「集約型都市構造（コンパクト＋ネットワーク）」の考え方に基づく都市構造を確立するとともに、都市づくり上の課題に適切に対応するため、10年後の令和12年度を目標年次とする次期都市計画マスタープランの策定を行うものでございます。

次に、2の進捗状況についてご説明いたします。昨年度は、令和元年10月に第1回策定委員会を、そしてコロナウィルスの影響で書面会議となりましたが、令和2年3月に第2回策定委員会を開催し、赤枠で囲んであります(1)基礎データの収集・整理から(5)全体構想の検討・作成の④将来都市構造の検討まで

を検討審議いただきました。

今年度については、⑤の分野別の方針から（６）地域別構想の検討・作成、（７）計画策定・計画実現に向けた取り組み方針をまとめ、住民意見交換会を地域別に開催するとともにパブリックコメントの募集を行いまして、市民の皆様のご意見をいただきます。

その結果を踏まえまして、今年度の令和３年２月頃には本審議会でご審議いただき、次期豊川市都市計画マスタープランの策定・公表をしていきたいと考えております。

続きまして、２３ページをご覧ください。

ここからは、昨年度、策定委員会で審議いただいた内容の一部ではありますが、検討事項をご説明いたします。

３の将来都市像の検討及び都市づくりの目標の検討ですが、次期都市計画マスタープランにおいて、本市が目指す将来都市像を実現するため、今後の都市づくり上の課題を踏まえ、目指すべき都市づくりの目標を定めることとなります。この２３ページの図は、将来都市像と都市づくりの目標の関係をイメージしたものとなります。

図の上段部分が本市の都市づくり上の課題となりまして、都市構造、都市活力、都市生活、都市環境、都市経営の５つの視点からそれぞれの課題を整理しております。

この５つの視点を踏まえ、また、本市の総合計画に掲げるまちの未来像や愛知県が策定した東三河都市計画区域マスタープランにおける都市づくりの基本理念にも即する形で、図の中央に表記しておりますとおり、将来都市像を「歴史・文化・自然が息づき 人とまちが輝き続ける持続可能な都市（まち）」と定めております。

この将来都市像を実現するために、５つの視点ごとに都市づくりの目標を定めております。

都市づくりの目標の設定にあたっては、課題で設定しました５つの視点をある程度要素分けをしまして、視点の①と②と⑤の３つの視点は、左側の赤い矢印にあるとおり持続可能な都市の土台・骨格をつくるものとして、また、視点の③と④については、右側の緑の矢印にあるとおり暮らしの質・負荷価値を高めるものとして、それぞれの視点に対応した目標としております。

続きまして、２４ページをご覧ください。

４人口及び市街地の将来見通しの検討についてご説明いたします。

（１）人口の将来見通しにつきましては、昨年度改訂されました豊川市人口ビジョンとの整合を図りまして、次期計画の目標年次であります令和１２年度の将来人口を１８２,７３４人と設定しています。

次に、(2) 将来市街地の考え方につきましては、本市における将来人口見通しとして、目標年次に向けては、ほぼ横ばいの傾向となることが見込まれることを踏まえまして、①の住宅地においては、立地適正化計画における居住誘導区域への居住誘導を進め、現在の市街化区域での人口集積をより一層高めていくことで、鉄道駅周辺の利便性の高い市街地を中心にコンパクトにまとめた住宅地の形成を図っていくことを基本的な考え方としています。

また、②産業用地では、目標年次における市内総生産額から、新たな産業用地の確保が必要と見込まれており、既存ストックの活用を図りつつも、名豊道路沿道など広域交通体系へのアクセス利便性に優れる区域を中心に、不足する新たな産業用地の形成を検討することとしています。

続きまして、5の将来都市構造の検討につきましては、本市が目指すべき概ね10年後の空間的・概念的な都市の骨格を「将来都市構造」として明らかにします。

別添資料4をご覧ください。こちらが、将来都市構造図となります。

右下の凡例をご覧くださいますと、ゾーン、拠点、軸という区分がありますが、ゾーンの設定につきましては、現行計画の考え方を踏襲しております。次期計画においては、名豊道路沿線の金野IC（仮称）から小坂井御津ICまでを水色点線で囲んであります「新たな産業集積エリア」として位置付けている点が現行計画との大きな違いとなります。

次に、各拠点のあり方については、市民アンケート調査によって市民が普段利用する施設等の検証を行った結果、市の中心的役割や地域の暮らしの中心として現行計画に位置づけております、中心拠点及び各地域拠点は次期計画においても継承することとしております。

最後に、軸につきましては、広域幹線軸や広域公共交通軸など、主要な道路、鉄道、バスなどを位置付けたものとなります。

以上、簡単ではございますが、昨年度、策定委員会において審議検討いただいた内容の経過報告となります。今年度も引き続き策定委員会において、分野別の方針や地域別構想、取り組み方針などの審議検討いただき、本審議会にお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。また、本日資料はございませんが、立地適正化計画の一部改定も予定しておりますので、こちらも合わせてご審議いただくこととなりますのでご承知おきいただければと思います。

説明は以上でございます。

報告事項 質疑

(会長)

ありがとうございました。

この件は報告事項であり、質疑及び採決は行いませんが、今年度第2回都市計

画審議会で諮問されるということですので、もし不明点や疑問点があれば後日でも構いませんので、事務局の方に質問してください。本日の審議については以上となります。その他事務局から連絡がありますか。

9 連絡事項

(事務局：課長補佐)

事務局からは特にございません。

10 閉会

(会長)

それでは、これをもちまして本日の都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆様のご協力を感謝申し上げます。ありがとうございました。